

税理士法人 総和

Tax Master

2016年(平成28年)

1月25日(月)

発行: JP税務戦略研究会

監修: 税理士法人 総和

国税不服審判所が同族会社株式評価で裁 決 贈与時も相当地代の20%は資産計上

相続税の取扱いでは、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対して土地を相当の地代方式で貸し付けている場合、土地自体は80%評価とされる一方で、同族会社株式の評価では、20%に相当する借地権の価額を純資産価額に算入することとされている。

これは、「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて(以下60年通達)」通達6の注書によるもの。

通達の文言では、「被相続人」とされているため、審査請求人は、実父から贈与によって取得した同族会社株式の評価について、その発行会社の純資産価額の計算上、借地権の価額を零として贈与税の申告を行った。

これに対し税務署は、借地権価額20%を純資産価額に算入する更正処分を行った。審査請求人は、この処分を不服として審査請求に及んでいたものである。

原処分庁は、60年通達の6の注書及び43年通達は、課税の不公平を取り除くことを趣旨としていることから、相続の場合だけでなく、贈与によって株式が移転した時においても同様に取り扱うことが適切であり、本件贈与にも適用することが妥当であると主張し、審判所も、原処分庁の主張を支持する判断を示した。

《審判所の判断》

請求人の主張どおり、60年通達の6の注書はその文言から相続税の取扱いを定めたものと読める。とはいえ、60年通達の趣旨に「相続税及び贈与税の取扱いを定めたもの」とあることから、贈与税の取扱いも同様に定めていることは明らかである。

また、相続税の課税回避の防止を趣旨としている点からも、注書の内容が贈与の場合にも適用されると考えられるうえ、贈与に60年通達が適用されないのであれば、結果として課税の回避を生じさせることになる。

したがって、60年通達の6の注書は相続税の場合のみならず、その趣旨に合致する限りは贈与の場合でも適用するべきであり、請求人の主張は認められない。

The Selection

なるほど税務

財産・事業・一族承継のノウ

発行 日本法令

編著 益本 正藏

JPコンサルティング・グループ

定価 2808円 税込

内容 [A5判・248頁]

個人事業主を念頭に、不動産や株式、事業の相続・承継等々に関わる税金のしくみを解説。また、60の具体的なケースを上げ、税金計算の比較形式から課税の有利不利をみていく。第1編:財産・事業承継の税体系。第2編:個人の不動産税務。第3編:財産活用の税金比較。第4編:財産管理法人の不動産税務。

Scope

同族関係者

株式を評価する場合において、同族株主に該当するかどうかは、同族関係者を含めて判定をします。この場合の同族関係者とは、次の者をいうこととされています。①株主と同族関係にある個人、②株主と同族関係にある法人。①には、株主の親族や内縁関係にある者、個人的な使用人、株主から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者などが含まれ、②は、株主が一定以上の株式を所有する法人をいいます。